届出が必要な加算等及び添付書類(訪問看護)

・加算の算定要件については、厚生労働省告示等に示されていますので、各自で確認してください。 ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2)及び介護給付費算定に係る体制等状況一覧 表(居宅サービスは別紙1-1-2、介護予防サービスは別紙1-2-2)の他に以下の添付書類を提出してく

ださい。
・この表に記載されている添付書類以外にも、書類の提出を求めることがあります。

・この表に記載されている添付書類以外にも、書類の提出を求めることがあります。			
サービス名	届出が必要な加算等	添付書類	※既存算定事業所に係る令和6 年6月以降の取扱い
訪問看護	定期巡回・随時対応サービス連携	・訪問看護事業所における定期巡回・随時対応型訪問介護 看護連携に係る届出書(別紙15)	変更がなければ提出不要 (令和6年5月の情報を引き継ぐ)
	高齢者虐待防止措置実施の有無	添付書類不要	新たな届出がない場合は「1:減算型」とみなす。
	中山間地域等における 小規模事業所加算(地 域に関する状況)	添付書類不要	変更がなければ提出不要 (令和6年5月の情報を引き継ぐ)
	緊急時訪問看護加算	・緊急時(介護予防)訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書(別紙16) ※申請を希望する加算等に関する部分を記載すること。	※緊急時訪問看護加算 「3:加算 I 」に該当する場合は、 新たな加算の届出が必要とな る。 既存届出内容が「2:あり」で、新 たな届出がない場合は「2:加算
	特別管理体制		変更がなければ提出不要 (令和6年5月の情報を引き継ぐ)
	ターミナルケア体制		変更がなければ提出不要 (令和6年5月の情報を引き継ぐ)
	専門管理加算	専門管理加算に係る届出書(別紙17)	新たな届出がない場合は「1:な し」とみなす。
	遠隔死亡診断補助加算	遠隔死亡診断補助加算に係る届出書(別紙18)	新たな届出がない場合は「1:なし」とみなす。
	看護体制強化加算	・看護体制強化加算に係る届出書(別紙19)	変更がなければ提出不要 (令和6年5月の情報を引き継ぐ)
	口腔連携強化加算	・口腔連携強化加算に関する届出書(別紙11)	新たな届出がない場合は「1:な し」とみなす。
	サービス提供体制強化加算	・サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙14-2)	変更がなければ提出不要 (令和6年5月の情報を引き継ぐ)
	LIFEへの登録	添付書類不要	変更がなければ提出不要 (令和6年5月の情報を引き継ぐ)
介護予防訪問看 護	高齢者虐待防止措置実施の有無	添付書類不要	※訪問看護と同様
	中山間地域等における 小規模事業所加算(地 域に関する状況)	添付書類不要	
	緊急時介護予防訪問看護加算	※訪問看護の「緊急時訪問看護加算」と同様	※訪問看護の「緊急時訪問看護 加算」と同様
	特別管理体制	※訪問看護と同様	※訪問看護と同様
	専門管理加算	※訪問看護と同様	※訪問看護と同様
	看護体制強化加算	※訪問看護と同様	※訪問看護と同様
	口腔連携強化加算	※訪問看護と同様	※訪問看護と同様
	サービス提供体制強化加算	※訪問看護と同様	※訪問看護と同様 変更がなければ提出不要
	LIFEへの登録	添付書類不要	(令和6年5月の情報を引き継ぐ)